

全建事発第141号
平成25年3月22日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会 長 淺 沼 健 一
[公 印 省 略]

下請債権保全支援事業及び地域建設業経営強化融資制度の延長等について

平素は本会の活動につきまして、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省より本会に対しまして、「下請債権保全支援事業の延長」、「地域建設業経営強化融資制度の延長」に関する通達がございました。

今後、増加がすることが見込まれる全国における防災・減災対策事業の担い手となる等地域社会の維持に不可欠な役割を担っている建設企業の資金調達の円滑化を図るとともに、地域の社会維持活動に寄与するため、事業期間が1年間延長することが決定しました。年度末のご多忙の折、誠に恐縮でございますが、貴会会員に本事業の周知をお願い申し上げます。

併せて、災害協定に基づく活動を実施する建設業者が当該活動をする際、使用する一定の建設機械等を購入する場合に、資金の調達金利等の助成を行う「建設業災害対応金融支援事業」が実施される旨について、別添のとおり（一財）建設業振興基金より本会に連絡がございましたので、貴会会員に周知をお願い申し上げます。

本件に関する問い合わせ先
（一社）全国建設業協会
事業部 下 田
TEL03-3551-9396
FAX03-3555-3218